

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 道路の区域変更【都市整備局道路部管理課】

2

◇ 公 告

- 土地区画整理法の規定による建築物の除却に係る公告【都市整備局折尾総合整備事務所整備課】
- 土地区画整理法の規定による書類の送付に代わる通知の内容の掲示場所【都市整備局折尾総合整備事務所整備課】
- 委託契約に係る一般競争入札の公告【財政・変革局税務部固定資産税課】

3

4

5

北九州市告示第 3 5 6 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 6 年 8 月 2 6 日

北九州市長 武 内 和 久

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
5 8 2 1	折尾西折尾町 1 号線	前	八幡西区堀川町 7 2 7 番 2 地先から 八幡西区堀川町 6 8 6 番 3 地先まで	13.3 ～ 15.0	40.3
		後	八幡西区堀川町 7 2 7 番 2 地先から 八幡西区堀川町 6 8 6 番 1 地先まで	28.3 ～ 29.0	40.3

北九州市公告第628号

次に示す建築物については、北九州広域都市計画事業折尾土地区画整理事業の施行のため除却を必要としているが、その所有者及び占有者を確知することができないので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第77条第5項及び土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第72条第1項の規定により、書類の送付に代えて次のとおり公告する。

令和6年8月26日

北九州広域都市計画事業折尾土地区画整理事業

施行者 北九州市

代表者 北九州市長 武内和久

1 対象建築物の表示

- (1) 物件等 下記に存する建築物のうち、店舗2棟（構造不明）
- (2) 所在地 北九州市八幡西区堀川町700番12、700番13、700番14及び700番15
- (3) 住居表示 北九州市八幡西区堀川町1番12号及び1番13号

2 除却期限

令和6年11月26日

3 摘要

上記の建築物は、除却期限後は施行者において除却する。

当該建築物の所有者は、除却期限までに自ら建築物を除却する意思の有無を次項の問合せ先に回答すること。

なお、施行者が当該建築物の除却を行うときは、建築物の内部又はその敷地に残置されている動産等を撤去及び処分する。

動産等について権利を主張しようとする者は、除却期限までに運び出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、次項の問合せ先に通知すること。

4 問合せ先

北九州市都市整備局折尾総合整備事務所整備課

〒807-0874 北九州市八幡西区大浦二丁目13番7号

電話 093-691-2522

北九州市公告第629号

次に示す建築物については、北九州広域都市計画事業折尾土地区画整理事業の施行のため除却を必要としているが、その所有者及び占有者を確知することができないので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第77条第6項の規定により、書類の送付に代えて通知の内容が次に示す掲示板に掲示されている旨公告する。

令和6年8月26日

北九州市長 武内和久

1 対象建築物の表示

- (1) 物件等 下記に存する建築物のうち、店舗2棟（構造不明）
- (2) 所在地 北九州市八幡西区堀川町700番12、700番13、700番14及び700番15
- (3) 住居表示 北九州市八幡西区堀川町1番12号及び1番13号

2 掲示板の所在地

北九州市八幡西区堀川町723番9

北九州市公告第631号

一般競争入札により、委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年8月26日

北九州市長 武内和久

1 委託内容

- (1) 業務名 令和5年分合筆等に係る附属図の修正業務
- (2) 履行の内容等 入札説明書及び仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 成果品納入場所 北九州市小倉北区域内1番1号
北九州市財政・変革局税務部固定資産税課他
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) この公告の日の前3年間に附属図修正業務等を地方自治体等の官公庁から受託した実績のあること。
- (4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札の場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時
 - ア 場所 北九州市小倉北区域内1番1号
北九州市財政・変革局税務部固定資産税課
 - イ 日時 この公告の日から令和6年9月4日まで（日曜日、土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後

5時まで

ウ 入札説明会開催通知及び仕様書等の交付
アの場所においてイの期間中に無償で交付する。

(2) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所本庁舎地下2階第3入札室

イ 日時 令和6年9月9日 午前10時

ウ 途中入場は、認めない。

(3) 仕様書に対する質問

入札説明会後において、仕様書に対する質問がある場合は、次のとおり書面により提出すること。

なお、書面はファックス又は電子メールによるものも受け付ける。

ア 場所 第1号アの場所と同じ。

イ 期限 令和6年9月10日午後4時までに必着のこと。

ウ 質問書に対する回答は、入札説明会に参加した者に令和6年9月11日午後5時までにファックス又は電子メールで行う。

(4) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所本庁舎地下2階第3入札室

イ 日時 令和6年9月17日 午前10時

4 競争入札参加資格の確認

この一般競争入札に参加を希望する者は、次のとおり実績資料を提出し確認を受け、入札説明会に参加しなければならない。

(1) 実績資料 第2項第3号に該当する実績を明記し、履行を確認することができる書面又は契約書の写しを添付すること。

(2) 提出期間、場所及び方法

ア 提出期間 この公告の日から令和6年9月4日まで（日曜日、土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後5時まで

イ 提出場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市財政・変革局税務部固定資産税課

ウ 提出方法 資料は、持参するものとする。

(3) 競争入札参加資格の確認の結果は、令和6年9月5日午後5時までに通知する。

(4) その他

提出された資料は、返却しない。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札金額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市財政・変革局税務部固定資産税課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2035

FAX 093-582-8611